

第1回南部町農山漁村再生可能エネルギー法協議会
議 事 録

1.開催日時

令和6年 10 月 29 日(火)13:55～15:00

2.開催場所

南部町役場大会議室

3.出席者

(1)委員

南部町副町長 佐々木俊昭

南部町議会議員 坂本典男

曾我バイオマス発電株式会社代表取締役社長 曾我浩昭

三八森林組合 代表理事組合長 中田博文

柊木町内会副会長 山田光城

青森銀行営業推進部 副部長 増田直哉

(2)事務局

南部町商工観光課長 川村一城

南部町商工観光課主幹 小村良伸

4.議事

1)役員の選出について

2)農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)について

5.会議の概要

事務局	1.開会 〈開会を宣言〉
南部町副町長	2.あいさつ 〈あいさつ〉

事務局	3.出席者紹介 〈出席者を紹介〉
事務局	4. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要について 〈農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の概要を説明〉 ご質問はありますでしょうか。
委員	なし
事務局	5.南部町農山漁村再生可能エネルギー法協議会規約について 〈規約を説明〉 ご質問はありますでしょうか
委員	なし
事務局	6.議事 1) 役員の選出について 議長が選出されておられませんので、一旦事務局で議事を進めさせていただきます。ご了承ください。 まずは、規約第6条2項により正副会長は「委員の互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様に出選をお願いしたと思います。 ご意見等あれば承ります。

曾我委員

事務局案はありますか。

事務局

事務局案という意見がありましたが、いかがでしょう。

委員

異議なし

事務局

異議なしとのことですので、事務局から提案させていただきます。

会長 を、南部町の佐々木副町長に、副会長を、三八森林組合の中田代表理事組合長にお願いしたと考えてります。

いかがでしょうか。

委員

異議なし

事務局

異議なしとのことですので、佐々木副町長に会長、中田組合長に副会長をお願いしたと思います。

それでは、規約第 11 条第1項の規定により、会長が会議の長を務めることされておりますので、ここからの議事進行は、佐々木会長にお願いします。

佐々木会長

それでは、会長にご指名いただきましたので、暫時議長を務めさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

事務局

2) 農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)について

それでは、「南部町農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画(案)」について 議題といたします。

事務局から 説明を求めます。

〈基本計画(案)を説明〉

佐々木会長

事務局から説明がありました。

委員の皆様からご質問を承ります。
いかがでしょうか。

山田委員

排水及び焼却時に出る煙(公害)について

曾我委員
(設備整備者)

排水、煤煙については、各省庁の規制等を受けて計画、建設しておりますので、公害については心配ないものと考えている。また、排水については、調整池を造成することとしている。発電所で使用する水については、八戸圏域水道企業団の上水を利用する。

山田委員

工事の進捗状況について

曾我委員
(設備整備者)

工事の進捗率は 98%である。

坂本委員

地域貢献について

曾我委員 (設備整備者)	町と協議の上検討する。
中田委員	地域の住民が心配している公害について
曾我委員 (設備整備者)	類似発電所を数か所視察しているが、市街地で稼働している発電所もあることから、心配ないものと考えている。
中田委員	二酸化炭素の排出について
曾我委員 (設備整備者)	木質バイオマスは、森林による二酸化炭素の吸収を通じて再生産が可能であり、森林生態系の再生能力の範囲内で利用すれば、大気中の二酸化炭素の量が増加することはありません。この考えから、木質バイオマスの燃料は、炭素の排出と吸収が差し引きゼロとなる「カーボンニュートラル」とされている。
佐々木会長	その他に質問はありますでしょうか。 質問がないようですので、お諮りします。 基本計画（案）について 承認することによろしいでしょうか。
委員	異議なし
佐々木会長	基本計画は、事務局案のとおり 承認されました。 本日の 議題は 以上となります。 慎重審議ありがとうございました。 それでは、議事が終わりましたので、進行を事務局へお返します。

事務局

ご審議いただきありがとうございました。

今後、この基本計画を南部町ホームページで公表し、国及び青森県へ報告します。

その後、曾我バイオマス発電株式会社から設備計画が提出されてのちに、受付、審査、必要がある場合は関係機関からの同意を得て、認定することとなります。

それでは、本日の審議事項については、すべて終了となります。

最後に委員の皆様からその他ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

増田委員

今後のスケジュールについて

事務局

今後、南部町での手続きを経て、基本計画が正式に策定となる。

その後、事業者から設備整備計画書が提出され、認定となりますので、11月中には認定できるものと考えている。

中田委員

今後の協議会について

事務局

同基本計画については、この会議で終了となるが、変更等があった場合は、再度協議の場を設ける予定である。

事務局

その他ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。
す。

委員

なし

事務局

7.閉会

なければ、第1回南部町農村漁村再生可能エネルギー法協議会を閉じさせていただきます。

皆様、長時間にわたりご協議いただき感謝申し上げます。

ありがとうございました。